

上越市住宅リフォーム促進事業

☎ 建築住宅課 (☎025-520-5786)

居住する住宅などを施工業者がリフォームする場合に、その経費の一部を補助します。対象となる工事の詳細など、詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

☑申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、建築住宅課または各総合事務所へ持参してください（郵送不可、子育て・若者夫婦世帯支援枠の申請先は建築住宅課のみ）。申請書は申請先、南・北出張所にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。



詳しくは



●受付期間

3月11日☎～4月23日☎の間の市役所開庁日の午前9時～午後4時

●注意事項

- ・必ず契約前に申請してください。
- ・一般枠で早期に契約し工事に着手する必要がある人は、申請書に事前着手届を添付してください。
- ・過去に本事業による補助金の交付を受けた住宅などは、対象外の場合があります。
- ・いずれか1枠のみ申請可能です。

<一般枠>

項目	補助内容
補助対象者	次のいずれかに該当し、かつ条件①～③を全て満たす人 ・市内に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている人 ・定住のために空き住宅をリフォームする人（市外在住者を含む） ●条件 ①市税などの滞納がない人 ②公共下水道などの供用開始区域内にある住宅について、申請時に公共下水道などに接続済みの人、排水設備等計画確認申請書を提出済みの人または本事業の補助対象工事で接続する人 ③12月25日☎までに補助金実績報告書を提出することができる人
補助対象住宅	・補助対象者または2親等以内の親族が所有し、かつ居住している市内の住宅など（店舗などの併用住宅の場合は自己の居住部分が、マンションなどの集合住宅の場合は自己の専有部分が対象） ・補助対象者または2親等以内の親族が所有し、定住を目的として再生する市内の空き住宅
補助額	・補助対象工事費（消費税込み）の20%（上限10万円） ・予算額＝5,000万円 ※申請額が予算額を超えた場合は抽選
主な補助対象工事	・工事費用が10万円以上（消費税込み）の外装工事、内装工事、設備工事、耐震補強工事など ※設計費、外構工事費、家電製品や家具等の購入費などは、補助金の対象工事費に含まれません。
対象となる施工業者	・市内に本社を有する法人または住所を有する個人事業者 （ただし、市外に本社を有する法人または住所を有する個人事業者が建築した住宅をリフォームする場合は、その事業者も可能）



<子育て・若者夫婦世帯支援枠>（補助内容抜粋）

補助対象世帯	令和8年4月1日時点で次のいずれかに該当する世帯 ・扶養を受けている18歳未満の子が一人以上いる世帯または妊婦を含む世帯 ・本人またはその配偶者のいずれかが39歳以下である世帯
補助額	次の①と②の合計額 ①子育て・若者夫婦世帯支援部分の対象工事：補助対象工事費（消費税込み）の50%（上限40万円） ②一般部分の対象工事：補助対象工事費（消費税込み）の20%（上限10万円） ・予算額＝2,000万円 ※申請額が予算額を超えた場合は抽選
主な補助対象工事	・工事費用が4万円以上（消費税込み）の子ども部屋の新設または拡張に係る増築工事や家事の負担軽減のためのリフォーム工事など ・上記工事と併せて実施する一般部分の補助対象工事